

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒 井 良 清
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	麓 理 恵

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和7年6月3日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。（却下）

（理 由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、「令和6年11月5日から7日に横浜市会市民・にぎわいスポーツ文化・消防常任委員11人及び議会局随行員2人」「が九州方面に公費負担の行政視察を行った」際、「借上げ車と称して、本件の視察旅行を前提に福岡県の貸切バス会社に随意契約を企て、それを利用してホテルから」「福岡県人権啓発情報センター」「及び福岡空港までの料金4万9千500円を不当に支出している。」と述べて、この支出額からJR九州及び福岡市地下鉄を利用した場合の運賃を差し引いた残金3万9千100円が、横浜市が被った損害であると述べています。

このことから、請求人は、令和6年11月5日から同月7日までに行われた行政視察における貸切バスの利用（契約）及び公金の支出について摘示しているものと解されます。

請求人は、「横浜市旅費条例第9条に照らすと、『車賃は、鉄道又は船舶の便のある区間の旅行については、これを支給しない。但し、用務の性質上鉄道、軌道又は船舶により難しい場合はこの限りでない。』と規定されている。ただし書きの該当性も福岡市の博多駅周辺は、公共交通機関が発達しており、」「視察への往路、復路においても、車賃を支給する根拠が

（裏面あり）

ない。」「横浜市旅費条例第2条に照らすと、『旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務の都合または天災その他やむを得ない事由でこれによって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。』と規定されている。ただし書きの該当性も、公務の都合に対して合理的理由が無ければ適用の根拠はない。」と述べています。

しかし、当該行政視察における貸切バスの利用の必要性は、請求人の主張するような経済的合理性だけから判断すべきものではなく、行政視察という用務の性質に応じた有効性及び効率性をも合わせて総合的に判断すべきものです。請求人は、委員11名及び随行員2名の合計13名が、一体となって有効的かつ効率的に行政視察を達成することができるかどうかという観点を捨象し、経済的合理性以外の理由を明らかにしていません。

なお、「旅費取扱いの手引き」（令和6年3月改訂版）には、内国旅費の車賃について、「借上車等を利用する等により、職員の費用の負担が無い場合は、旅費は支給しません。」と記載されているため、貸切バスでの移動に、車賃は支給されないから、そもそも車賃の多寡は問題とされません。

したがって、本件請求において、当該行政視察における貸切バスの利用（契約）及び公金の支出が違法又は不当である理由を具体的に摘示したものとは認められません。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。